ウェブサイト運用管理規程

○規程制定　（令和３年６月４日　理事会）

社会福祉法人
大　川　市　福　祉　会

社会福祉法人大川市福祉会ウェブサイト運用管理規程

社会福祉法人大川市福祉会ウェブサイト運用管理規程を次のように定める。

（総則）

第１条　この規程は、社会福祉法人大川市福祉会公式ウェブサイト（本会が所管するウェブサイトをいい、これを構成するウェブページ（本会以外の者に運用又は管理を委託しているものを含む。）を含む。以下「公式ウェブサイト」という。）の作成、運用及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

2　公式ウェブサイトの作成（起案、回議、決裁、施行その他インターネット上でウェブページを公開するまでのすべての過程をいう。）及び公式ウェブサイトの整理、保管、保存その他公式ウェブサイトの管理については、社会福祉法人大川市福祉会文書管理規程（以下「文書管理規程」という。）の規定にかかわらず、この規程の定めるところにより行うものとする。

（目的）

第２条　当法人公式ウェブサイトは、社会福祉法人大川市福祉会の情報媒体として情報発信に努め関係機関との連携、職員採用等の利便に供することを目的とする。

（定義）

第３条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　ウェブページ　文字、画像、音声等のデータを用いてインターネット上で公開される文書をいう。

(2)　ウェブサイト　特定のドメイン名（インターネット上個々の電子計算機を識別するために割り当てられる番号等による表示をいう。）の下にあるウェブページの集まりをいう。

(3)　ウェブサイト管理者　本会運営管理規程に規定する本部長をいう。

(4)　所属長　本会運営管理規程に規定する本部長、施設長をいう。

(5)　ウェブページ担当者　法人本部事務職員、管理者、サービス管理責任者をいう。

(6)　リンク　公式ウェブサイトと他のウェブサイトを連携する仕組みをいう。

(7)　委託業者　ウェブページの作成を支援する受託業者をいう。

（ウェブサイト管理者の責務）

第４条　ウェブサイト管理者は、本会が設置運営するホームページに関して、所属長を指導監督し、ウェブサイトの適切な運用を図るものとする。

（所属長の責務）

第５条　所属長は、公式ウェブサイトの作成、運用及について、所属職員を指導監督し、所属のウェブページを適正に運用するとともに、別に定めるところにより適正に管理をしなければならない。

（ウェブページ担当者）
第６条　各所属に、前条の規定により課された責務について所属長を補佐させるためウェブサイト担当者を置く。
2　ウェブサイト担当者は、所属長の指示に基づき、広報委員会及び他の職員の協力を得てウェブページの追加・更新等を行う。

（公式ウェブサイトの作成）
第７条　所属長は、公式ウェブサイトの情報を更新するため、各所属の所掌事務及び関連情報を紹介するウェブページを作成し、公式ウェブサイトにより公開するものとする。
2　公式ウェブサイトの作成に当たっては、著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)、その他法令等を遵守しなければならない。
3　公式ウェブサイトの作成に当たっては、閲覧者の視点に立った、見やすく、分かりやすい内容となるよう努めるものとし、年齢的又は身体的条件にかかわらず利用できるよう配慮するものとする。
4　ウェブサイトの更新は、ウェブページ担当者及び広報委員会が協力して行う。
5　公式ウェブサイトから他のウェブサイトにリンクを設定する場合には、事前にリンク設定先のウェブサイトを管理する者等と協議し、リンクを設定することについての承諾を受けるものとする。ただし、リンク設定先のウェブサイトの内容から、当該ウェブサイトを管理する者等と協議及び承諾を受ける必要がないことが明らかである場合には、当該協議及び承諾は不要とする。
　また、他のウェブサイトが公式ウェブサイトにリンク設定を行う場合も同様とする。他のウェブサイトが公式ウェブサイトにリンク設定を行ったことにより第三者に生じたいかなる損害も当該リンク先ウェブサイト管理者において解決するものとし、社会福祉法人大川市福祉会は一切責任を負わないこととする。

（ウェブページの公開等）
第８条　公式ウェブサイトでのウェブページの公開及び廃止並びにウェブページ又はその掲載内容の追加、変更及び削除は、ウェブサイト管理者（または所属長）が内容を確認した上で行うものとする。
2　公式ウェブサイトには、次に該当するものは掲載しない。
また、公式ウエブサイトからのリンク先についてもこれを適用する。
(1)　法令に違反するもの、違反するおそれのあるもの
(2)　第三者を誹謗、中傷するもの
(3)　第三者へ不利益を与えるもの
(4)　政治活動、宗教活動、選挙運動等これらに類似するもの
(5)　公序良俗に反するもの
(6)　第２条の目的を逸脱するもの
(7)　容量、動作環境等の都合でウェブサイト管理者が掲載できないと判断したもの

(公式ウェブサイトの管理)
第９条　ウェブサイト管理者（または所属長）は、公式ウェブサイトで公開しているウェブページ又はその掲載内容の追加又は変更が必要となった場合には、速や

かに当該追加又は変更を行うとともに、ウェブページが不要となった場合又はその掲載内容を削除する必要が生じた場合には、速やかに当該ウェブページを廃止し、又はその掲載内容を削除しなければならない。

2　所属長は、前項の管理を適切に行うため、ウェブページ担当者をして常に所属のウェブページを点検させ、ウェブページの追加等をすべき場合には、所属職員に対し当該追加等を指示させるものとする。

（著作権）

第10条　公式ウェブサイトに掲載した写真及び記事の著作権は、社会福祉法人大川市福祉会に帰属する。

2　いかなる者も掲載写真・記事の無断転載を一切禁止する。

（委任）

第11条　規程に定めるもののほか、公式ウェブサイトの運用及び管理に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この規程は、令和３年７月１日から施行する。